

使用料の見直しについて

公共施設を利用の際の「使用料」については、2006年以降見直しを行っていない中で、近年の物価高騰などに対応するため、以下のとおり見直しを行っていく予定にしておりますので、報告します。

【見直しのポイント①】

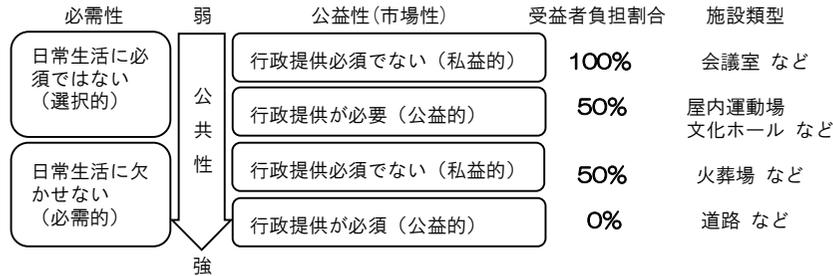
- ◆「施設類型ごとに同じ考え方で設定」をして同種施設における使用料を均衡させます
各施設で不平等が生じないよう、施設の類型ごとに使用料の算定方法を明確にし、わかりやすく示します。

＜施設類型に応じた共通の方法での使用料設定（案）＞

施設類型	該当施設	使用料の基本となる算定方法
会議室	福祉・教育プラザコミュニティルーム みやづ歴史の館会議室 宮津市民体育館会議室 など	面積区分(50㎡)を設け50㎡ごとに半日・660円(税込み)を加算していく(水道がある施設は+550円)
屋内運動場(学校)	5小学校の屋内運動場 2中学校の屋内運動場 宮津幼稚園遊戯室	500㎡未満を1回・650円(税込み)、500㎡以上を1回・1,300円とする

- ◆「あるべき受益者負担割合をもとにした負担」を利用者(受益者)に求めていきます
施設の必要性と公益性(市場性)を基にした公共性の強弱によって、利用者にご負担いただく割合と公費で負担する割合を設定します。

＜あるべき受益者負担割合の考え方＞



- ◆「近隣市町における使用料」も踏まえた調整をします

あるべき受益者負担割合までご負担いただくことが基本ではありますが、近隣市町の同種施設の使用料も踏まえて、見直す幅を調整します。

＜今回見直しを行わず現行使用料のまま据え置くもの(案)＞

- ・ 会議室 : 重要文化財旧三上家住宅(オクザシキ、茶室)
- ・ 屋内運動場(体育館) : 宮津市民体育館(アリーナ、剣道場・柔道場、多目的練習場、トレーニング室)、B&G海洋センター体育館
- ・ 屋外運動場(学校) : 5小学校の屋外運動場、2中学校の屋外駐車場
- ・ 屋外運動場(公園) : 宮津運動公園(市民球場、市民グラウンド、テニスコート)

＜公共施設の使用料の見直し(案)＞

施設名 貸出区分	面積等	利用区分	現行(税込み)	見直し後(税込み)	受益者負担の割合		
選択的/私益的(利用者(受益者)に100%ご負担いただくのがふさわしい施設)							
会議室	福祉・教育総合プラザ 第1コミュニティルーム	206.52㎡	半日	2,030円	3,300円	70%~90%程度	
	福祉・教育総合プラザ 第2コミュニティルーム	61.83㎡	半日	810円	1,320円		
	福祉・教育総合プラザ 第3コミュニティルーム	34.36㎡	半日	510円	660円		
	福祉・教育総合プラザ 第4コミュニティルーム	169.60㎡	半日	2,030円	2,640円		
	福祉・教育総合プラザ 第5コミュニティルーム	69.64㎡	半日	810円	1,320円		
	福祉・教育総合プラザ キッチンルーム	95.00㎡	半日	1,520円	1,870円		
	みやづ歴史の館 大会議室	167.00㎡	半日	2,080円	2,640円		
	みやづ歴史の館 小会議室	53.00㎡	半日	830円	1,320円		
	みやづ歴史の館 体験学習室	49.00㎡	半日	830円	1,210円		
	みやづ歴史の館 談話室	23.52㎡	半日	520円	660円		
	宮津市民体育館 会議室	70.20㎡	午後	830円	1,320円		
	天橋立ターミナルビル 会議室	61.46㎡	半日	830円	1,320円		
福祉・教育プラザ 浜町ギャラリー	75.09㎡	全日	510円	1,320円	50%程度		
選択的/公益的(利用者(受益者)に50%ご負担いただくのがふさわしい施設)							
屋内運動場・学校	宮津小学校 屋内運動場	半面(500㎡未満)	1回	520円	650円	50%程度	
	栗田小学校 屋内運動場	全面(500㎡以上)	1回	1,040円	1,300円		
	吉津小学校 屋内運動場	全面(500㎡以上)	1回	1,040円	1,300円		
	府中小学校 屋内運動場	全面(500㎡以上)	1回	1,040円	1,300円		
	日置小学校 屋内運動場	全面(500㎡未満)	1回	520円	650円		
	宮津中学校 屋内運動場	半面(500㎡未満)	1回	520円	650円		
	栗田中学校 屋内運動場	全面(500㎡以上)	1回	1,040円	1,300円		
	宮津幼稚園 遊戯室	全面(500㎡未満)	1回	520円	650円		
	屋外運動場(公園) 西宮津公園多目的広場	1,176.13㎡	1時間	210円	520円		改めて設定
	みやづ歴史の館 文化ホール	1,044.00㎡	半日	8,170円	10,000円		25%程度
必需的/私益的(利用者(受益者)に50%ご負担いただくのがふさわしい施設)							
火葬場	臥棺	1回	6,000円	15,000円	35%程度		

【見直しのポイント②】

- ◆「統一的な考え方での減免基準」とします

利用者(受益者)負担の公平性を確保するため、統一的な考え方での減免基準を設定します。

- ◆「子どもへの指導を対象とした団体が利用する場合の免除」を行います(学校施設)

子育て・教育環境の充実の観点から、新たに学校の屋内運動場・屋外運動場の使用料については、子どもへの指導を対象とした団体が利用する場合、10/10減免(免除)します。

【見直しのポイント③】

- ◆「市民以外の利用者(受益者)への割増(2倍)」を設けます

近隣市町で市町民以外利用者への割増が設定されている状況も踏まえ、原則全ての公共施設において、市民以外の利用者(受益者)の使用料は市民の使用料の2倍とします。

※子育て支援センター「にっこりあ」において、市外利用者(受益者)から使用料をいただきます。

【今後(当面)の予定】

- ◆令和7年7月以降：公共施設の使用料の見直しの考え方について市民周知

- ◆令和7年9月議会：公共施設の使用料の見直しに係る関連条例の提案(予定)